

鳥取県告示第 214 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町大山字大谷曾根105、字上横手107、今在家字丈谷775の1から775の3まで、字大平997の1、997の2、997の5から997の7まで、豊房字下開林1840、字上栗ヶ谷1881、1887、字打廻1888、1889、1894、字開林1895から1903まで、1904の1、1905の1、1908、1912、1913

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

豊房字下開林1840、字上栗ヶ谷1881、1887、字打廻1888、1889、1894、字開林1895から1903まで、1904の1、1905の1、1908、1912、1913

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)